

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第125号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年8月24日 01時00分ごろ
発生場所	三重県志摩市御座岬東南東方沖 志摩市所在の御座埼灯台から真方位111°9.7海里付近 （概位 北緯34°12.7′ 東経136°56.0′）
事故等調査の経過	平成25年8月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 CHENG LU 11、2,252トン（キリバス共和国籍）
船舶番号、船舶所有者等	9357054（IMO番号）、CHEN ZHOU SHIPPING CO., LTD.
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、免状不詳 機関長（中華人民共和国籍）、免状不詳
死傷者等	なし
損傷	主機逆転減速機付属の弾性軸継手が破損
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか10人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、大韓民国釜山に向けて御座岬東南東方沖を南西進中、平成25年8月24日01時00分ごろ、主機逆転減速機（以下「逆転減速機」という。）付属の弾性軸継手（以下「軸継手」という。）が破損して航行不能となり、漂流した。 機関長は、応急修理を試みたが、復旧困難と判断し、16時15分ごろ船舶所有者を通じて海上保安庁へ救助を要請した。 本船は、来援した巡視船にえい航され、翌25日10時06分ごろ御座岬沖に投錨した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北西、風速 約2m/s、視程 約10km 海象：波高 約2m
その他の事項	主機で発生した動力は、フライホイールから軸継手を介して逆転減速機へ伝わり、中間軸、推進器へと伝達されていた。 本船は、投錨後の点検により、逆転減速機付属の軸継手の破損が判明し、船主の手配した交換部品が到着した後、乗組員によって修理され、8月29日14時30分ごろ、試運転を行い、復旧が確認された。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし

判明した事項の解析	<p>本船は、御座岬東南東方沖を南西進中、逆転減速機付属の軸継手が破損したことから、主機の動力が推進器へ伝達されず、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>逆転減速機付属の軸継手は、主機及び逆転減速機からのねじり応力を繰り返し受けていたことから、破損した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が御座岬東南東方沖を南西進中、逆転減速機付属の軸継手が破損したため、主機の動力が推進器へ伝達されなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>